

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT） 事後評価実施要項

平成29年12月15日

成長分野を支える情報技術人材の
育成拠点の形成（enPiT）事業委員会

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」において選定された取組に対する事後評価は、本事後評価実施要項により行うものとする。なお、事後評価においては、事業開始から事業終了時までの実施状況を評価の対象とする。

I 実施方法

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」（以下「本事業」という。）に選定された取組に対する事後評価は、外部有識者・専門家からなる「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面評価」及び「面接評価」を実施して決定する。

1 書面評価

委員は、事業を実施する大学から提出された自己評価報告書に基づき書面評価を行う。書面評価にあたっては、「II 事後評価方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2 面接評価

書面評価を実施した後、面接評価を実施する。

面接評価の実施方法については別に定める。

3 委員会における合議による事後評価結果の決定

事後評価結果は、書面評価（及び面接評価）の結果に基づき、合議により決定する。

II 事後評価方針

1 評価項目

本事業に選定された取組に対する事後評価は、以下の点に留意して行う。

（1）全国的なネットワークの形成

我が国の情報技術分野における実践教育を推進するため、形成したネットワークが、連携する大学や地域の広がり等の面から見て、全国的なものとなっていたか。

（2）組織・体制の構築、大学間の役割分担

形成するネットワークが効果的に機能するような、複数の大学及び産業界による組織・体制が構築されていたか。また、事業を実施する大学間の役割分担は適切なものとなっていたか。

- ① 事業を円滑に遂行する上で必要なマネジメント体制が、代表校を中心として適切に整備されていたか。
- ② 事業を実施する大学及び連携企業等において、ネットワーク形成のための役割分担が明確にされていたか。また、その役割分担は適切に機能していたか。
- ③ 事業実施期間中の各年度について、ネットワーク形成のための活動が当初の計画どおり適切に進捗したか。
- ④ 事業を実施する大学及び連携企業等が互いに情報を共有するとともに、それぞれの意見を集約し、ネットワーク形成に反映させる仕組みを設けていたか。また、その仕組みは適切に機能していたか。
- ⑤ 経費の使途や支出の内容は適切であったか。また、費用対効果の高い取組内容となっていたか。

(3) 実践教育の内容、実施方法、手段、指導体制

ネットワークを形成する大学及び企業等が地域を越えて緊密に連携することにより、大学院修士課程の学生を主な対象として実践教育が行われていたか。また、実践教育の実施方法及び手段が明確かつ効果的なものであったか。

- ① 実践教育の実施内容が、情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するのにふさわしいものであったか。
- ② 実践教育の指導体制が、教育内容・方法に照らして十分な能力を有する適切な者で構成されていたか。

(4) 大学・企業等との協力

実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の中で明確なコミットメントを得つつ、適切な協力がなされていたか。また、連携する企業等については、情報サービス企業のみならず、情報技術を活用する企業など、幅広い関係企業等を含んでいたか。

- ① 実践教育の実施にあたり、連携企業等の協力内容が明確になっていたか。
- ② 連携企業等には情報サービス企業のみならず、情報技術を活用する企業等、幅広い関係企業が含まれていたか。

(5) 実践教育を行う分野

実践教育を実施している4分野は、実践教育による人材育成を行う必要性及び重要性を十分認識し行われていたか。

- ① 実践教育を実施している4分野は、我が国の情報技術人材育成上の課題や産業界のニーズ等を踏まえ、実践教育を実施する必要性・重要性を十分認識し行われていたか。

(6) 実践教育の規模（学生数）

個々の大学を超えた、全国の大学の実践教育の場としてふさわしい、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育が行われていたか。

- ① 事業実施期間中の各年度について、実践教育に参加する学生数を適切な規模で見通していたか。また、実際に参加している学生数は全国の大学の実践教育の場として適切な規模で進捗したか。

(7) 他大学の学生・社会人の受け入れ

本事業を実施する大学の学生以外の全国の学生や社会人が、本事業で行う実践教育を受けていたか。

- ① 本事業を実施する大学以外の学生等を受け入れる仕組みが構築されていたか。
- ② ①の学生等の募集方法が明確かつ適切であったか。また、各事業年度における受け入れ人数は当初の計画どおり進捗したか。

(8) 他大学の教員の協力、FDの推進、成果の普及

本事業を実施する大学以外の大学の教員を、ネットワークの活動に積極的に参加させることで、実践教育の充実が図られたか。また、実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）の推進や、本事業の成果の全国的な普及が図られたか。

- ① 実践教育を実施するにあたり、本事業を実施する大学以外の大学の教員の協力は当初の計画どおり得られていたか。
- ② ①の教員を含め、本事業を実施する教員のファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施体制及び内容・方法等は適切なものであったか。
- ③ 本事業の成果について、全国的な普及のための取組はなされていたか。その内容や方法等は適切なものであったか。

(9) 当初目標の達成状況

当初設定された事業終了時点における目標が達成されたか。特に以下の点について目標が達成されたか。

- ・ 実践教育の推進ネットワークに参加する大学数
- ・ 本事業で実施する実践教育を受ける学生数
- ・ 全国の大学に占める、情報技術分野の実践教育を実施する大学の割合

- ① 各事業年度の目標は達成されたか。
- ② 目標の達成状況を適切に把握していたか。

(10) 第三者評価組織と PDCA サイクル

本事業を実施する大学以外の大学や産業界等の有識者を構成員とする第三者評価組織を設置し、事業の検証や評価を実施していたか。また、PCDA サイクルが機能する仕組みを構築し、その事業の検証や評価の結果等を踏まえた必要な改善策を講じたか。

- ② 事業の評価を適切に実施するための体制や評価方法を整備・構築したか。
- ③ 評価結果を事業の改善に結びつけるための具体的な方策を講じたか。
- ③ ②の方策を実行したか、また、実行によって改善が実現したか。

(11) 支援終了後を見据えた取組

形成したネットワークについて、支援期間終了後も自立的かつ発展的な活動となるような取組を行っていたか。

- ① 実践教育への学生の継続的な参加、産業界との連携の継続及び必要な経費の確保等について、支援期間終了後も自立的かつ発展的にネットワークの活動を継続するための方針及び計画は当初の予定どおり進捗したか。

(12) 平成 26 年度中間評価結果への対応

平成 26 年度中間評価結果における「今後改善が期待される点」として通知された点（別紙）について改善を図ったか。

2 書面評価における各評価項目の評価

書面評価においては、各委員は 1 の各評価項目について、以下の基準に基づく 3 段階の評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれの項目についてコメントを付す。

評価項目（1）～（11）における基準

- A：取組開始時における計画以上に進捗し、当初の目標以上の効果・成果が得られたと判断される
- B：取組開始時における計画どおりに進捗し、当初の目標であった効果・成果が得られたと判断される
- C：取組開始時における計画どおりに進捗せず、当初の目標の効果・成果が得られなかったと判断される

評価項目（12）における基準

- A：改善が図られており、改善による効果・成果が得られた取組となった
- B：改善が図られた
- C：改善が不十分であった

3 事後評価結果

(1) 事後評価の区分は、以下の通りとする。なお、評価区分に評価コメントを付して事後評価結果とし、事後評価結果は委員会の合議により決定する。

- S 特筆すべき成果が認められ、当初の事業目的を十分に達成し、当初目標を大幅に上回る効果、成果が得られたと判断される。
- A 当初の事業目的を達成することができ、当初目標を上回る効果、成果が得られたと判断される。
- B 当初の事業目的の達成はできたと判断される。
- C 当初の事業目的のうち一部を達成することができなかつたと判断される。
- D 当初の事業目的を全く達成することができなかつたと判断される。

Ⅲ その他

1 開示・公開等

(1) 事後評価にかかる委員会の議事及び会議資料は、非公開とする。

(2) 事後評価結果は各委員の個別評価結果が特定されないよう配慮したうえで、代表校に開示するとともに、文部科学省ホームページ等により公表する。

2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学の取組について評価を行う場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する取組の評価は行わないものとする。

また、委員会における当該大学の取組にかかる個別審議に加わることはできないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が当該大学の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・委員が当該大学・学校法人の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、自己評価報告書の用途制限

(1) 委員は、事後評価の過程で知り得た個人情報及び大学の評価内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。

(2) 委員は、事後評価の過程で取得した情報（自己評価報告書等各種資料を含む）について

他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 事後評価にかかる資料等について、委員はその目的の範囲内で使用する。

【事後評価の手順（事後評価結果の決定までの流れ）】

